

第24回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和4年6月21日（火）午後2時00分
閉 会 令和4年6月21日（火）午後2時45分
場 所 市役所北庁舎3階第1会議室

2 会議録署名委員

9番 小 林 茂 委員 10番 大 室 正 行 委員
12番 市 川 耕 作 委員（会長）

3 出席委員

1番 筒 井 敏 彦 委員	
3番 堀 江 甚 貴 委員	4番 菊 池 伸 明 委員
5番 高 木 一 郎 委員	6番 石 川 孝 治 委員
7番 平 田 佳 子 委員	8番 住 崎 岩 衛 委員
9番 小 林 茂 委員	10番 大 室 正 行 委員
11番 小 牧 直 子 委員	12番 市 川 耕 作 委員
13番 澤 井 正 委員	14番 伊 藤 久 夫 委員
15番 千金楽 千 詠 委員	16番 岡 田 正 宏 委員
17番 志 水 清 隆 委員	18番 榎 本 重 雄 委員
19番 石 坂 成 雄 委員	20番 戸井田 昭 次 委員

4 欠席委員

2番 松 村 昌 治 委員

5 議 長

12番 市 川 耕 作 委員（会長）

6 事務局（説明員）

高野和夫局長 加藤泰幸主査 荻野奈未事務職員 榎澤有一事務職員
原口幸代事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
(農地法第5条関係)
- 4 第2号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 5 第3号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 6 第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 第5号議題 府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について
- 8 その他
 - (1) 令和3年度農業振興事業の報告について ・ ・ ・ 資料 No. 1
 - (2) 令和3年度農業委員会事業報告について ・ ・ ・ 資料 No. 2
 - (3) 6月度活動報告について ・ ・ ・ 資料 No. 3
 - (4) 次回の総会開催日
日 時 令和4年7月22日(金) 午後2時から
場 所 市役所北庁舎3階第3会議室
 - (5) その他

午後2時00分開会

○議長（市川委員） 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、第24回府中市農業委員会総会を開会いたします。

梅雨時で非常に蒸し暑い30度前後の中、皆さん熱中症などに注意していただきたいと思います。コロナも完全に収まってはいませんが、開催には支障がないかと思われますので、今回も全員参加で開催することにいたしました。

本日は松村委員さんが都合により欠席の連絡が入っております。

出席者は定数に達しておりますので、本日の会議は有効に成立していることをご報告いたします

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「はい」の声）

ご異議がないようですので、今回は、9番、小林委員さん、10番、大室委員さんをお願いいたします。

また、今回も会議の時間短縮に心がけ、新型コロナウイルス感染防止に努めたいと思います。議案の説明は、事前にお配りしている説明書をお読みいただいていると思いますので省略しまして、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは、「第1号議題 報告、農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は4件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第1号議題の説明文

第1号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲受人は西東京市芝久保町〇の〇〇の〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は南町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇、土地の所在は、南町〇の〇〇の〇、110平方メートルで所有権の移転でございます。届出書が到達した日は令和4年5月16日、転用の目的は建売住宅1棟となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は小林委員さんをお願いしています。

第2項、譲受人は小平市鈴木町〇の〇〇〇の〇〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締

役〇〇〇〇、譲渡人は四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇〇から〇〇、〇〇の〇、〇〇の合計5筆、1,190平方メートルで所有権の移転でございます。届出書が到達した日は令和4年5月20日、転用の目的は事務所兼店舗となっております。

4ページの案内図は当該地を示しております。

第3項、譲受人は武蔵野市境〇の〇の〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は四谷〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇、704平方メートルで所有権の移転でございます。届出書が到達した日は令和4年6月10日、転用の目的は建売住宅6棟となっております。

6ページの案内図は当該地を示しております。以上の第2項第3項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

第4項、譲受人は西東京市東伏見〇の〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は国立市谷保〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、日新町〇の〇の〇、〇〇、〇の〇の合計3筆、467平方メートルで所有権の移転でございます。届出書が到達した日は令和4年6月10日、転用の目的は建売住宅4棟となっております。

8ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項の現地の確認は小林委員さんをお願いしています。

第2項、第3項の現地の確認は市川会長さんをお願いしております。

第4項の現地の確認は石川委員さんをお願いしております。以上、よろしく願います。

○議長（市川委員） はい、第1項、小林委員さん如何でしょうか。

○委員（小林委員） はい、6月18日に見てまいりました。現地はもう工事が始まっておりまして、これといった問題はありません。

○議長（市川委員） はい、第2項、第3項は私です。

まず第2項、3ページになりますが、ここはもともと生産緑地でしたが、相続が発生した関係で生産緑地の解除が既にされていて、6月15日に見に行きましたが、建設会社の看板が立っておりまして。まだ作業は始まっておらず草などが伸びていましたが、問題ないかと思っております。続いて第3項ですが、同じく15日に見に行き

ましたところ、こちらも建設会社の看板が立っていました。相続の関係で生産緑地を解除し転用するということなので、やむを得ないかと思われます。

○議長（市川委員） 第4項、石川委員さん如何でしょうか。

○委員（石川委員） はい、8ページの住所地にいつてまいりました。場所柄、高校生が多く通っていきまして、草が目立つかなという感じは受けましたが、特に問題はありません。

○議長（市川委員） 以上4件について、他にご意見ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等ないようですので、第1項から第4項の報告を了承することといたします。

次に、「第2号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明申請の件数は2件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第2号議題の説明文

第2号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、小金井市前原町○の○の○○、○○○○○、申請者、被相続人、同所、○○○○○。特例適用農地は、浅間町○の○の○○、畑、1, 756平方メートル。

第2項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、住吉町○の○○の○、○○○○○、申請者、被相続人、同所、○○○○○。特例適用農地は、住吉町○の○○の○, ○, ○○の○、四谷○の○○の○○, ○, ○○の○○, ○○, ○○, ○○, ○○, ○, ○, ○, ○, 住吉町○の○○の○の合計15筆、田と畑を合せて、4, 896平方メートル。

10から12ページは○○○氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、13ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は堀江委員さんをお願いしています。

14から16ページは○○氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、17、18ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は澤井委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第2号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項の現地の確認は堀江委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は澤井委員さんをお願いしています。

以上、よろしくお願いします。

○議長（市川委員） 第1項、堀江委員さん如何でしょうか。

○委員（堀江委員） はい、案内図で13ページ、現地確認を6月13日に行いました。全体的に高さ2mほどの木々が等間隔に植えられていました。下草も少なく問題ありません。

○議長（市川委員） はい、第2項、澤井委員さん如何でしょうか。

○委員（澤井委員） はい、6月10日に現地確認に行きました。四谷2丁目の方は梨をやっていたので、問題ないと思います。住吉町の方は田んぼですが、今年はまだ米を作っておらず、去年も作っていないようで草が生えていました。

○議長（市川委員） ここは私もたまに通るのですが、去年も田んぼに水が入ったと思ったらそのままになっていましたね。

○委員（澤井委員） 草の生え方から去年もやった感じがしないのですが、どうしたら良いのでしょうか。

○事務局（樫澤事務職員） はい、一箇所は良くて一箇所はいま一つというような形ですので、証明書をお渡しする際に、委員さんがおっしゃったことを踏まえて、耕作をちゃんとやってくださいと伝えて、お渡ししたいと思います。

○議長（市川委員） はい、他にご意見ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等ないようですので、第1項、第2項は証明することといたしますが、第2項は事務局が口頭で注意をお願いしたいと思います。

次に、「第3号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明申請の件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第3号議題の説明文

第3号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、西府町〇の〇の〇、〇〇〇〇、農業の主たる従事者、同所、〇〇〇〇。買取り申し出生産緑地は、日新町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇〇の合計8筆、田、982.78平方メートル。

20、21ページは〇〇氏から提出された証明申請書、買取り申し出生産緑地の明細書で、22ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第3号議題、生産緑地の主たる従事者についての証明について。

第1項の現地の確認は石川委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願いします。

○議長（市川委員） はい、石川委員さん如何でしょうか。

○委員（石川委員） 19日に現地に行ってまいりました。草が生えておりまして、田んぼの跡地のような状況でした。

○議長（市川委員） 他にご意見ございますか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、第1項は証明することといたします。

○議長（市川委員） 異議なしの声がありましたが、他に何かありますか。（…）

はい、それでは第1項は証明することとします。

続きまして、「第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明申請件数は6件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第4号議題の説明文

第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が平成31年4月25日から令和4年5月16日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台○の○○の○、○○○○、土地の所在は押立町○の○○の○、○、○、○○の○、○、○、○、○の合計8筆、畑、4、166平方メートル。

第2項、次の者が令和3年12月1日から令和4年5月16日まで、引き続き認定都市農地貸付け等を行っていることを証明する。

申請者、白糸台○の○○の○、○○○○、土地の所在は押立町2の18の○、○、○の合計3筆、畑、1、050平方メートル。

第3項、次の者が令和元年6月10日から令和4年6月2日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台○の○○の○、○○○○、土地の所在は紅葉丘○の○○、白糸台○の○○の○、○○の○の合計3筆、畑、4、161.17平方メートル。

24ページに移りまして、第4項、次の者が令和4年5月1日から令和4年6月2日まで、引き続き認定都市農地貸付け等を行っていることを証明する。

申請者、白糸台○の○○の○、○○○○、土地の所在は紅葉丘○の○○、畑、2、686.27平方メートル。

第5項、次の者が令和元年6月20日から令和4年5月31日まで、引き続き農

業経営を行っていることを証明する。

申請者、美好町〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は美好町〇の〇〇の〇、〇の一部、〇〇の〇、〇〇の〇、〇〇、〇〇、〇〇、分梅町〇の〇〇の〇から〇〇、〇〇、美好町〇の〇〇の〇、日新町〇の〇〇の〇、〇、〇〇、〇〇の合計20筆、畑、4,712.46平方メートル。

第6項、次の者が令和元年7月8日から令和4年6月9日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は白糸台〇の〇〇の〇、〇、〇、〇の合計4筆、畑、590平方メートル。

25ページから27ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で小松菜を生産しています。

28ページの案内図は当該地を示しております。

29、30ページは、同じく〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書、31ページは当該地の案内図となります。以上の第1項第2項の現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

32ページから35ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で柿、ミカンを生産しています。

36、37ページの案内図は当該地を示しております。

38、39ページは、同じく〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書、40ページは当該地の案内図となります。以上の第3項第4項の現地の確認は平田委員さんをお願いしています。

41ページから45ページは、〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書でイチゴ、梨、各種野菜を生産しています。

46から49ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は松村委員さんをお願いしています。

50ページから53ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で野菜を生産しています。

54ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石坂委員さんをお願いしています。

○事務局（樺澤事務職員） はい、会長、第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項第2項の現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

第3項第4項の現地の確認は平田委員さんをお願いしています。

第5項の現地の確認は松村委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日欠席となり、その連絡の際に案内図の46ページ、48ページはイチゴを、47ページ、49ページは梨が植えてあり、多少の草は生えているが管理されているので問題ないとの連絡をいただいております。

第6項の現地の確認は石坂委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願いします。

○議長（市川委員） はい、第1項と第2項、岡田委員さん如何でしょうか。

○委員（岡田委員） はい、6月3日に現地確認に行ってみりました。案内図の28ページの当該地の大きい方ですが全体の8割から9割程にビニールハウスが建っていて小さい野菜が植えられ適切に管理されています。もう一つの小さい方は枝豆とかイモ類を植えてあり適切に管理されていて何ら問題ありません。

○議長（市川委員） はい、第3項、第4項、平田委員さん如何でしょうか。

○委員（平田委員） はい、第3項は6月18日に現地の確認をしてまいりました。36ページの案内図にある畑は、4月22日の委員会で報告した時にはまだユンボなどの大型機械を入れて整地をしていましたが、確認に行った時にはとうもろこしや枝豆など夏野菜の植え付けがしてありました。36ページの西武線に近い方は、柿の木が畑全体に植えてありまして、コロナ前までは販売をしていたそうですが、今はしておらず、下草が少し伸びていましたが問題はないと思います。右側の奥の狭い方にはミカンの苗木が植えてあって小さい花が咲いていました。手前の広い方は柿やブルーベリーの木が植えてあり、きちんとネットで支えるなど管理していますので問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、第5項については先程事務局から報告があった通りです。

○議長（市川委員） 続いて第6項石坂委員さん如何でしょうか。

○委員（石坂委員） はい、当該の農地は自家消費で営農されている畑でした。ほとんどの部分を夏野菜の作付けを行っていて有効に活用されていると思います。奥の方に若干草刈りが間に合わず伸びているところがありましたが、そこにもトウモロコシを作付けした跡があるので、おいおい工夫して耕し続けると思いましたので、特に問題はないと考えています

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。他に第6項まででご意見はございますか。（「異議なし」の声）

ご異議ないようですので、第1項から第6項は証明することといたします。

次に、「第5号議題、都市府中計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について」を

議題といたします。本日は説明のために公園緑地課職員の方が出席しておりますので、説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○公園緑地課（轟課長） はい、会長、改めまして皆さんこんにちは。公園緑地課長の轟でございます。恐れ入りますが、第5号議題に入る前に貴重なお時間を頂きまして一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。

農業委員会の皆さまにおかれましては、日頃より生産緑地業務にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

この場をお借りしまして特定生産緑地の状況につきましてご報告をさせていただきます。平成4年に指定した生産緑地を対象に特定生産緑地として10年間の延長の移行や手続きを、農業委員会の皆さまなどのご協力もいただきながら進めさせていただき、誠にありがとうございます。その結果でございますが、対象の方は352名。このうち継続する方が316名、継続しない方が36名となりまして、約9割の方々が特定生産緑地としてこの先10年間営農いただけることとなりました。この結果につきましては昨年の11月、本年1月、それから4月の3回にわたりまして府中都市計計画審議会に於いて意見聴取を行い、その後告示を行っております。

今後につきましては対象者全員の方に指定する、または指定しない旨の通知の発送を予定しております。また、平成5年に指定した生産緑地につきましても現在作業中でございますので、対象者の意向の見通しがつきましたら、農業委員会の皆さまに状況をご報告させていただきますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。それでは、担当から本日の議題の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○公園緑地課（須田課長補佐） はい、会長、公園緑地課課長補佐兼ねて緑化推進係長の須田でございます。よろしくお願いいたします。それでは、第5号議題、府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更につきましてご説明させていただきます。

始めに変更案を説明する前にこれまでの経過と今後の予定をご説明いたします。

現在、生産緑地の削除をするにあたり、都市計画変更の準備を進めておりまして、今回の削除につきましては昨年の4月から9月までに買取りの申出があったものを対象といたしまして変更案を作成しております。

今後の予定といたしましては、本年7月に予定されております府中市都市計画審議会に付議をする予定でございます。

つきましては、本日ご説明する内容は府中都市計画審議会前のものとなりますので、お配りしております図面につきましては、本委員会終了後に回収させていただきますのでご了承ください。

それでは、府中都市計画生産緑地地区の変更案の詳細についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。こちらが全体の概要でございます。第1の種類及び面積でございますが、変更後の面積は約93.66ヘクタールになります。第2の削除のみを行う位置及び区域ですが削除となるのは7件で面積は約7,490平方メートルでございます。

続きまして2ページをお開き下さい。こちらは新旧対照表と変更概要となっております。この中で削除7件としておりますが、あわせて削除に伴う端数処理ですとか生産緑地の登録面積と登記簿面積を一致させるなどの面積精算を行っております。

2 ページ下段の変更概要の表をご覧ください。全体の生産緑地地区の件数は442件から438件で4件の減となり、面積は約94.41ヘクタールから約93.66ヘクタールとなりまして約0.75ヘクタールの減となります。

続きまして変更となる個々の地区につきまして計画図にてご説明をいたします。

始めに3ページの計画図をお開きいただきまして右下の凡例をご覧ください。計画図の表示は緑の縦縞の部分が既に指定されている区域、赤の塗りつぶしの部分が今回削除を行う区域となっております。

図面の上側をご覧ください。番号〇〇〇、地区名紅葉丘地区、白糸台小学校の北西側に位置し令和3年5月24日に主たる従事者の死亡により買取りの申し出がなされたもので、地区の全部約500平方メートルを解除するものです。次に図面の左下をご覧ください。番号〇〇、地区名白糸台地区、西武鉄道多摩川線白糸台駅から北東側に位置し令和3年5月6日に主たる従事者の故障により買取りの申出がなされたもので、地区の一部約350平方メートルを削除するものです。

続きまして4ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。番号〇〇〇、地区名小柳町地区、市立小柳保育所の南側に位置し令和3年8月24日に主たる従事者の死亡により買取りの申し出がなされたもので、地区の一部700平方メートルを削除するものです。

続きまして5ページをご覧ください。図面中央、番号〇〇〇、地区名新町地区、新町東公園の東側に隣接し令和3年7月20日に主たる従事者の死亡により買取りの申し出がなされたもので、地区の全部約2,980平方メートルを削除するものです。

続きまして6.ページをご覧ください。図面の中央、番号〇〇〇、地区名矢崎町地区、郷土の森交通遊園の北側に位置し令和3年6月23日に主たる従事者の死亡により買取りの申し出がなされたもので、地区の一部約1,090平方メートルを削除するものです。

続きまして7ページをご覧ください。図面の中央、番号〇〇〇、地区名四谷地区、

四谷西公園の北東に位置し令和3年4月26日に主たる従事者の故障により買取りの申し出がなされたもので、地区の全部約1,190平方メートルを削除するものです。続けて番号〇〇〇、地区名四谷地区、ただいまの〇〇〇地区の北側に位置し令和3年4月26日に主たる従事者の故障により買取りの申し出がなされたもので地区の全部約680平方メートルの削除するものです。

以上、府中市計画生産緑地地区の変更案の説明でございます。よろしくお願いいたしますします。

○議長（市川議員） はい、ありがとうございます。説明が終わりました。委員さんから何かご意見、質問がございましたらお願いいたします。（…）

特にありませんか。無いようですので本件は了承することといたします。ここで公園緑地課職員の方々は退席いたしますので少々お待ちください。

（公園緑地課職員退席）

○議長（市川議員） それでは、その他に入ります。その他の資料につきましても、事前にお配りしている資料はお読みいただいていると思いますので、説明は省略し、質問等があればお願いしたいと思います。

資料ナンバー1「令和3年度農業振興事業の報告について」ですが、何かありますか。令和3年度の決算額の総額が105,385,729円ということです。（…）

なければ、資料ナンバー2、「令和3年度農業委員会事業報告について」ですが、何かありますか。（…）

続いて、資料ナンバー3「6月度活動報告について」ということで5月下旬から昨日までの活動報告であります。

ちなみに、昨日一番下の段でございますが、6月20日に私と事務局長で立川市のホテルで東京都の農業会議の総会がありました。

よろしければ、「次回の総会開催日」ですが、7月22日、金曜日、午後2時から第3会議室で開催しますので、ご出席をお願いします。コロナ感染症の状況が無くなるとは思いますが、感染状況が現在と同様なのであれば、全員参加で開催したいと思いますが、その時点の状況を見ながら判断させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（市川委員） その他委員さんから何かありますかでしょうか。

○委員（伊藤委員） はい、土地利用部会からの連絡です。生産緑地の追加申請に伴って現地確認の日程の連絡です。例年ですと7月の初めに行っていましたが、今年は少し遅くなりまして7月25日、月曜日に行いたいと思います。土地利用部会の皆さま、よろしくお願いいたします。今年の追加申請は1件で、例年市役所の西玄関に集

まって出発しますが、今年は少し遅めの3時に出発したいと思います。1件なのですぐ終わると思いますが、よろしくお願いいたします。土地利用部会の皆さまには後日ファックスで詳しい内容をお知らせいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（市川委員） はい、去年は非常に件数が多く2班に分かれて行きましたが、今年は1件ということなので、部会の皆さまで現地を確認することになるかと思いますので、よろしくお願いいたします。他に何かございますか。

○委員（戸井田委員） 会長よろしいでしょうか。

○議長（市川委員） はいどうぞ。

○委員（戸井田委員） 委員会の本分とは全く異なるとは思いますが、先程事務局とも話しましたが、皆様ご存じのとおり農業に使う肥料を例のウクライナの問題でだいぶご苦労なさっているみたいで1.5から2倍になって、それは農業経営の中で吸収すればいいのかも知れませんが、これは府中市の問題ではなく委員会として東京都か上級官庁に要望を出すという話はないのでしょうか。

○議長（市川委員） 昨日も東京都農業会議の中でそういった農業資材、肥料等の高騰に伴っていろいろ議論がありました。その中で意見はいろいろと出ていましたが助成金みたいなものを考えたいとか、まだ全然はっきりしていないみたいです。

○委員（戸井田委員） 個人個人でやると個人経営の援助ということで問題があると思いますが、石油の補助ではありませんが、全農とか製造会社などに支援金を出すとか、市単独でやることではなく東京都や国クラスで要望書をあげていくべきではないかと思います。

○議長（市川委員） 農業経営者にとっては切実な問題ですね。

○事務局（高野事務局長） はい、昨日確かに東京都農業会議の通常総会の中でそういった話がでておりました。

この6月から10月の秋肥の値段が高いもので94%ほど上がったという資料がございましたが、私達も他市の状況を確認して、何か要望出来る物があれば連携をとって、一歩進めていきたいと思います。

今、この場で何が出来るというものではございませんが、このような状況です。

○議長（市川委員） その他ありますでしょうか。

○議長（伊藤委員） はい、この議案書ですが皆さまどのように保管していらっしゃるのでしょうか。私の場合ファイルに保管しているのですが、だんだん厚くなってき

たので、どうしたら良いかお聞きしたくて。

○議長（市川委員） 農業委員会として保管期限に規定はないのでしょうか。

○事務局（樫澤事務職員） お配りした資料等についての決まりはありません。

○議長（市川委員） 私も4年も5年も前のものがあります。

○委員（戸井田委員） 将来的には情報のデジタル化をするようだと思いますが、この資料は、この場でお返ししてシュレッダーにかけた方が良いのではないのでしょうか。

○議長（市川委員） いずれにしても、近い将来、紙の資料等はデジタル化されると思います。

○委員（石川委員） 役所では文章の保管は何年と決まっていますよね。それを過ぎた場合その文章はどういった処置をしているのでしょうか。

○事務局（高野事務局長） 担当部署の方で処分しております。

○委員（石川委員） 例えば、ここに出している資料も何年かしたら、自分で保管しているものを役所に提出して処分してもらうのはダメなのでしょうか。

資料には個人情報が含まれているので、我々がゴミ業者に出した時にまずいものもあると考えられるので、できれば役所に持ち込んで処分していただきたいと思います。

○事務局（高野事務局長） 市の方で一度お渡しした資料を回収して処分するといったことは、今のところないです。

○議長（市川委員） 年に1回くらいはそういうことをやってもいいですよ。

○議員（菊池委員） 私は、最近では2か月前のものはシュレッダーをかけていて、もう2か月分も持っていません。今までの分を持っていたら、大変な量になってしまいます。

○議長（市川委員） 私は、時々焼却しています。

○議員（戸井田委員） ですから、先ほど言ったように総会が終わったら、必要な方は持って行って、自分で焼却してもらえば良いし、不要な方はここに置いておけばよろしいのではないのでしょうか。

○議長（市川委員） 例えば、今日は私の地域があるので関係がありますが、全然関係ないところでしたら二度と見ないでしょうね。

○事務局（高野局長） 取り扱いについては、今後検討してまいります。

○議長（市川委員） はい、ではこの件は事務局に検討していただきます。他に何か事務局からございますか。

○事務局（加藤主任） はい、事務局の方から一点、今回、資料で夏野菜品評会のチラシをお配りさせていただいております。

また、この夏野菜品評会のご案内については、農業委員会だよりと一緒に先日全世

帯にご案内したところですが、今年は7月13日に開催ですが、昨年は一昨年にコロナで中止した影響が非常に出品数が少なく寂しい状況でした。

今年度は出品可能な方はできる限る出品していただき、夏野菜品評会を盛り立てていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（市川委員） はい、他にその他にございますか。よろしいですか。（…）

それでは本日の議題は全て終了となります。これで第24回府中市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。7月の総会につきましても先程述べたように、できるだけ全員出席の総会としたいと考えておりますが、急激にコロナの状況が悪化すれば、半分の委員さんの出席で開催とか、検討していきますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

午後2時45分閉会